

2019 年度

さいたま市 P T A 協議会

「P T A 活動総合補償制度」

ご加入のご案内と事故処理の手引き

加入書類の提出先

〒330-8501

さいたま市大宮区大門町 3-1
大宮区役所 東館 1 階

さいたま市 P T A 協議会

TEL 048-647-4401

FAX 048-647-4414

お問合せ（制度内容、事故等）

《取扱代理店》

〒331-0068

さいたま市西区飯田新田 344-1

株式会社 敬愛保険

TEL : 048-622-4571

(通話料無料) 0120-10-4571

FAX : 048-624-9329

- この手引きは補償制度の概要、事故手続きの流れを案内するものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または AIG 損害保険株式会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、意向確認）を必ずご覧ください。

(D-003685) 2020-03

目次

1. P T A活動総合補償制度の概要	P3~P5
(1) 補償内容	
(2) 保険金額と保険料	
(3) 保険金をお支払いする場合	
(4) 保険金をお支払いできない主な場合	
(5) 保険期間	
(6) 傷害保険の補償対象となる方（被保険者）	
2. 加入手続きの流れ	P6
3. 事故が発生した際の手続き	P7
4. Q & A と事例	P8~P10
5. 引受保険会社について	P11~P12
個人情報取り扱いについて	
保険会社破綻時の取り扱いについて	
6. 提出書類	P13~P19
様式1 加入申込書	
様式2 加入会員数等報告書	
様式3 事故証明書兼事故発生通知書	
様式4 P T A行事事前登録用参加者名簿	
記入例 様式1・様式2	

1. P T A活動総合補償制度の概要

P T A活動総合補償制度は、P T Aの皆様の「安心できるP T A活動」をめざし、各校P T Aの会員（保護者・教職員）やP T Aが事前に行事参加を認めた方および児童・生徒に生じる事故について、総合的な補償を提供する制度です。

- ・傷害保険普通保険約款+PTA 団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約
+熱中症危険補償特約+保険料の払込みに関する特約
- ・賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約
+保険料支払に関する特約

(1) 補償内容

P T A会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して

P T A会員（保護者・教職員）とその同居の親族、P T Aが事前に参加を認めた方が、P T A主催・共催の行事（注1）に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）の急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）

児童・生徒の傷害事故に対して

児童・生徒が、P T A主催・共催の活動に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）に急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）
但し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

各校P T Aの賠償責任について

日本国内でP T Aの管理下（注2）で、各校P T Aが、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・P T A活動（注3）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合
- ・P T Aが他人から借りたスポーツ用具などをP T Aや児童・生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合

（注1）PTAが主催・共催する行事とは、日本国内でPTAが企画・立案し、主催または共催する行事活動でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（名称のいかんを問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

（例）PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール等

（注2）PTA管理下とは、PTAの指揮、監督、指導下においてPTA活動（注4）を行っている間をいいます。（PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上は含みません。）

（注3）PTA活動とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する活動でPTA総会・運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(2) 保険金額と保険料 ※各校PTAで下記のプランより選択してください。

(保険期間：1年間)

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害保険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	約7.8万円～197万円	約9.6万円～242万円	約12.6万円～317万円
	入院保険金 日額 (180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)	入院中 10倍・入院中以外 5倍 (1事故につき1回)	入院中 10倍・入院中以外 5倍 (1事故につき1回)	入院中 10倍・入院中以外 5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額 (90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 (保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
賠償責任保険	対人賠償 (自己負担額：1千円)	1名あたり支払限度額 300万円／1事故あたり支払限度額 3,000万円		
	対物賠償 (自己負担額：1千円)	1事故あたり支払限度額 200万円		
	保管物賠償 (自己負担額：5千円)	1事故あたり支払限度額 10万円／年間あたり支払限度額 500万円		
制度掛金 (保険料・児童生徒1名あたり)		7円		

(3) 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を死亡・後遺障害保険金額から差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の4～100%をお支払いします。※お支払いする保険金は保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため入院した場合、入院日数1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数1日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した時は、装着日数について通院したものとみなします。
賠償責任保険	対人賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下のPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者に与えた身体障害につき法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者1名につき300万円、1回の事故につき3,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1,000円)
	対物賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下のPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者に与えた財物損害につき法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき200万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1,000円)
	保管物賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下のPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品・備品等の財物を使用、管理中に損壊、紛失または盗取され法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき10万円、年間あたり500万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故5,000円)

※上記傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※上記賠償責任保険でお支払いする保険金は以下のとおりです。(AIG損害保険㈱の事前承認が必要です)

(1)被害者に支払う損害賠償金(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬。ただし、修理費および再調達に要する費用については原則としてその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払します。

※賠償金額の決定にあたっては、事前にAIG損害保険㈱の承認が必要です。その際にAIG損害保険㈱は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことが出来ませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

<p>傷 害 保 険</p>	<p>次のいずれかの事由によって被ったケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車、バイク(原動機付自転車含む)等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命、内乱、暴動等 ・放射線照射、放射能汚染 ・被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中含みます)に生じた事故 ・被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ ……など
<p>賠 償 責 任 保 険</p>	<p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命、内乱または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 <p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して 30 日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任 ……など

(5) 保険期間

2019年4月1日午後4時から

2020年4月1日午後4時までの1年間

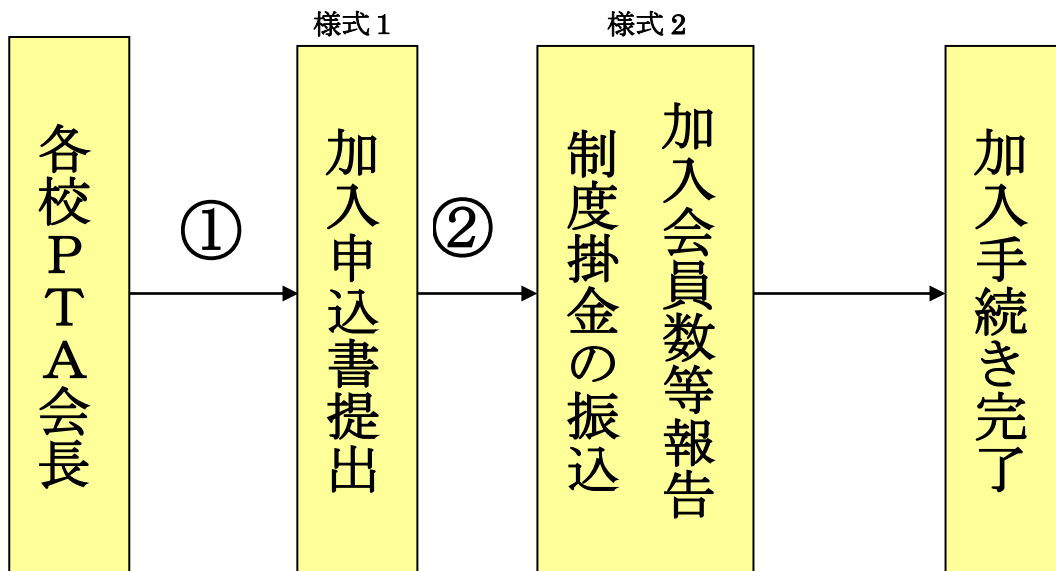
(6) 傷害保険の補償対象となる方(被保険者)

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ① PTA会員(保護者・教職員)、児童・生徒
- ② PTA会員の同居の親族(兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児なども対象)
(例)児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③ PTAが事前に行事に参加を認めた方
(例)PTAが事前に参加を認めた近所の方が防犯パトロールに参加の場合

なお、PTAが他団体との共同開催の場合、他団体所属の方は補償の対象外となります。

2. 加入手続きの流れ



①加入申込書P14(様式1)を、

3月8日(金)までに、

さいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

(注:会員数に教職員数は含めなくても補償対象とします。)

※ご注意

加入申込書(様式1)は、4月1日から補償開始の加入意思確認のため必要ですので必ずお送りください。提出後(保険始期以降)はキャンセルできません。

(途中脱退の場合の傷害保険部分には返戻金がありません)。

手続きが4月1日を過ぎた場合、中途加入扱いとなり、補償開始が遅れる場合があります。

詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

②加入会員数等報告書P15(様式2)を

6月1日(土)～6月7日(金)の間に

さいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

(注:会員数に教職員数は含めなくても補償対象とします。)

※ご注意

保険料のお振込みは、加入会員数等報告書の送付と同時

6月1日(土)～6月7日(金)の間

をお願いします。なお、振込手数料は各校PTAでご負担ください。

お振込先

埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5600258
さいたま市PTA協議会PTA活動総合補償制度
代表 青羽 章仁

3. 事故が発生した際の手続き

各校PTA（会長）より、AIG 損害保険(株)代理店・扱者へ事故証明書兼事故発生通知書（様式3）と参加した行事を証明する書類を事故の日から30日以内にFAXにて送付ください。

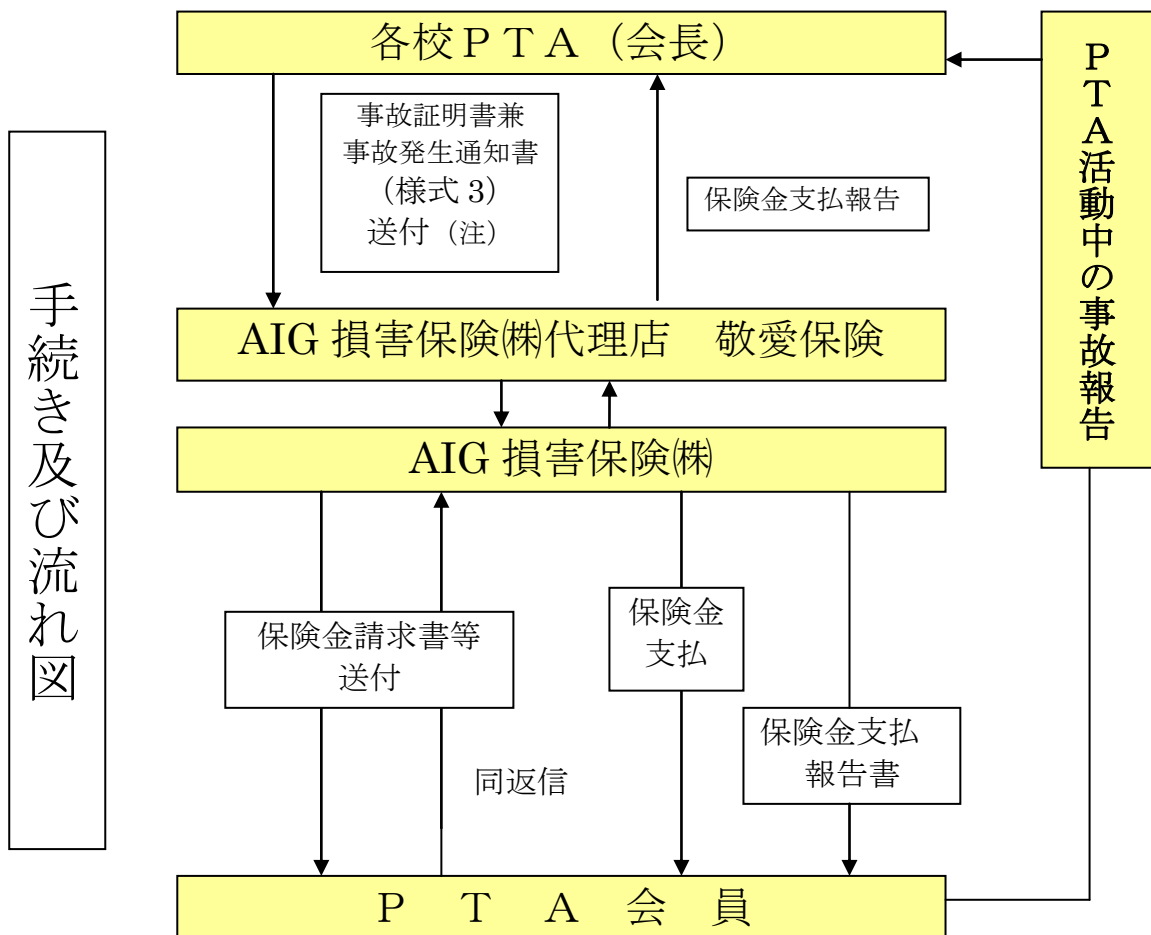
その後、原本と行事を証明する書類を代理店・扱者へ送付ください。

様式	書類名	提出先	提出期限
様式3 (P16)	事故証明書兼事故発生通知書 参加したPTA行事を証明する書類(*1)	AIG 損害保険(株)代理店・扱者 敬愛保険	事故発生後30日以内
様式4 (P17)	PTA行事事前登録用参加者名簿	同上(*2)	(様式3)と同時

(*1) 総会資料、開催案内等

(*2) 対象者が補償対象者であるときに提出ください。

※ご請求の内容により別途診断書の提出をお願いする場合がございます。



※ 保険金請求について

- ・ 傷害事故の場合は、ケガをした本人が保険金請求手続きをとり、保険金は本人への支払いとなります。
- ・ 賠償事故の場合は、各校PTAが保険金請求手続きを行い、AIG 損害保険(株)が各校PTAへの示談援助などで相手と合意を得た後、「保険金支払い指図書」指定の口座への支払いとなります。

(注) PTA会員、その児童・生徒、同居のご親族の方以外が保険金請求者のときは、PTA行事事前登録用参加者名簿（様式4）を事故証明書兼事故発生通知書（様式3）と一しょにご提出ください。

4. Q&Aと事例

(1) Q&A

Q 1. ボランティアの事前登録はどのようにしたらよろしいですか？

P17を参照もしくはご使用頂き、各校PTAに「PTA行事事前登録用参加者名簿」を保管ください。事故発生時はコピーを提出ください。

Q 2. 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすれば良いでしょうか？

事務の簡素化を図るため、転入・転出対応の手続きは必要ございません。それに伴い追加保険料や解約払戻金はございません。（保険期間中に転入者が事故に遭われた場合も補償となります。）

Q 3. 傷害事故で自宅からPTA行事の活動場所までの往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか？

自宅と行事の活動場所の通常経路（合理的と判断される経路）の途上で発生した事故が補償の対象となります。

Q 4. 学校行事とPTA行事の関係を説明してください

学校行事とPTA行事は通常主催者が異なり、当該補償制度の対象はPTA活動中ですので、通常の学校行事における事故は対象となりません。ただし、傷害保険の場合、PTAで企画・立案して学校と共催されるものは対象となる可能性があるため、お問い合わせください。

Q 5. 他団体で開催される行事にも、PTAとして参加する場合は補償対象となりますか？

- ・市町村や教育委員会等からPTA会長、または、PTAから代表3名出席してほしいなどの要請を受ける場合がよくあります。これは、PTA行事でなくても「PTAを代表しての参加」になりますのでPTA活動として認められます。
- ・PTA会長という役職があるために、ほかの機関や団体の役職を受ける場合があります。この場合もPTAを代表して参加しているので該当します。
- ・体育協会や、自治会、青年団、女性団体などが企画したスポーツ大会やレクリエーション等に、PTAの活動として参加した場合の事故も該当します。例えば、お母さんでつくった9名のバレーチームの場合、それがPTA活動として認められ、PTA会長の承認があるものは該当しますが、同好の人が自由意思で編成したチームは、たとえPTA会員であっても該当しないのでご注意ください。（あくまでもPTA活動であることが前提です。）

Q 6. 他の保険や見舞金制度との関係はどのようになりますか？

傷害事故の場合は、他の保険の有無や他の見舞金制度に関係なく保険金の支払対象となりますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる事故は対象外となります。なお、当該補償制度は治療費を直接病院へお支払いするものではありません。

Q 7. 熱中症も補償されますか？

補償されます。但し、確認のため必ず「診断書」の取得が必要となります。

Q 8. 補償対象者（P5記載）の「同伴する同居の未就学児」が対象となる事故とは？

例えば、PTA会員が同居の幼稚園児を自転車の後部座席に乗せ、PTA主催の防犯パトロールに参加した際、誤って幼稚園児の足が自転車のタイヤに巻き込まれケガをしてしまった場合等。

Q 9. PTAと他団体等の共催行事で、他団体の会員は傷害保険の対象となりますか？

他団体の所属者は補償の対象外です。但し、他団体に所属する方がPTA会員でもあり、PTAの立場で参加する場合には補償の対象となります。

Q 10. 賠償保険金はどのような場合に支払われるのでしょうか？

PTA活動の遂行が起因で生じた偶然な事故により、①他人にケガを負わせてしまった場合、②他人の財物を壊してしまった場合、③PTAが使用管理する第三者から借用した用具等をPTA行事に参加中の被保険者が損壊・紛失もしくは盗取された場合にPTAが法律上の損害賠償責任を負担する場合補償します。

Q 1 1. 賠償保険は相手の損害額が全て補償されますか？

事故状況等によりませんが、相手との過失割合(責任分担)が発生するケースもあり、保険のお支払いもその責任割合に応じた形になる場合もございます。

Q 1 2. 保管物賠償の補償対象は具体的にどのようになりますか？

第三者からの借用物についてはPTA管理下(PTA活動中)にある間を補償するもので、原則としてPTAが団体として使用することを目的として、第三者から借りた時点から第三者に返却するまでの間が対象となります。但し、PTA会員の返却者が返却し忘れ、自宅保管の際の事故等は対象となりません。

Q 1 3. PTAが部活動の補助を行う場合、傷害保険の対象となりますか？

PTA活動として、部活動の補助(引率等)を行う場合、下記の要件が必要となります。

①PTA活動として企画・立案されていること。

(総会資料・会則等にPTA活動として明記されていること)

②部活動の補助活動の実態がPTAによって管理されていること。

(会員名、役割、活動記録などが書面で管理されていること)

上記に限らず、客観的な事実として部活動の補助がPTA活動として広く認められており、その活動中に起きた事故によって、PTAがケガをされた場合に補償の対象となります。

(注：児童・生徒の部活動中のケガは学校管理下にあたり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の補償対象となるため、対象外です。)

(2) 事例

詳細・ご不明な点等ございましたら取扱代理店・扱者または引受保険会社までご相談ください。

●補償対象となる事例

<傷害補償>

	事例
①	自宅からPTA役員会に出席するため学校へ向かう途中※、自転車同士で接触し転倒。
②	PTA役員会終了後、PTAルームの掃除当番で清掃作業中に濡れた床を滑って転倒。
③	PTA主催の父母対象のバレーボール部活動中にスパイクを打って着地した際に足首を捻った。
④	PTA主催の祭りで、輪になってインディアカの羽根をついていたところ、羽根の先が目に入った。
⑤	学校の運動会の保護者参加競技にPTA代表として出場し、転倒して手首を骨折。
⑥	PTA主催バレーボール大会で自校PTA代表として出場し、試合中でブロックの際に膝を負傷。
⑦	PTA主催の高校見学会に参加中、雨で濡れた廊下で転倒し首と手首を負傷。
⑧	PTA主催の資源回収活動に参加中、回収車(トラック)の荷台から降りる際に足首を捻挫。

※賠償補償については、自宅からPTA活動場所までの往復途上の事故は対象外となります。

<賠償補償>

	事例
⑨	PTA主催で除草作業活動中、誤って切断した木枝が学校に隣接する会社の電線に引っかかり切断。
⑩	PTA主催の祝賀会で、PTAが近所の方から借りた花瓶をPTA役員が誤って転倒し破損。

●補償の対象外となる事例

<傷害補償>

	事例・（補償対象外となる）理由
①	学校の運動会に子供の応援の為に来られていた保護者の方が転倒し負傷。 <理由>運動会自体は学校行事で、PTAの代表や役割としての手伝いや保護者競技参加ではないため。
②	学校の部活動に参加中に生徒がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象となる可能性もありますので、加入有無を含め学校等に確認ください。
③	学校の部活動の遠征試合の際、生徒の引率をしていた保護者の方がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。（※ただし、P9のQ13に該当する場合は補償の対象となります）

<賠償補償>

	事例・（補償対象外となる）理由
④	通常授業出席のため学校へ登校中、児童が誤って路上駐車の人に傷をつけた。 <理由>PTA活動中ではないため。また、賠償補償ではPTA活動への「行き帰り」は対象外です。
⑤	学校の記念式典及び祝賀会の際、PTAがお預かりした来賓の靴を紛失した。 <理由>PTA保管の財物でも、借用物（PTAが自ら使用する為に第三者から借りた物）以外の「紛失・盗難」は賠償保険の補償対象となりません。

5. 引受保険会社について

●引受保険会社

<幹事会社>

AIG 損害保険株式会社

〒330-0854

さいたま市大宮区大門町 3-54

T E L : 048-641-4050 (代)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

F A X : 048-648-1129

●取扱代理店

株式会社 敬愛保険

〒331-0068

さいたま市西区飯田新田 344-1

T E L : 048-622-4571

(通話料無料 0120-10-4571)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

F A X : 048-624-9329

<非幹事会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この保険契約は上記損害保険会社 2 社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。AIG 損害保険(株)は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。各社の引受割合につきましては、幹事会社までお問い合わせください。

取扱代理店・扱者は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店・扱者と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

団体（保険契約者）は、事故証明書兼事故発生通知書・P T A行事事前登録用参加者名簿に記載された個人情報を当該補償制度の引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 引受保険会社業務に関する情報提供および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ④ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（引受保険会社代理店を含む）へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、次のホームページをご覧ください。

AIG 損害保険株式会社（URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>）

●保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。その場合に備えて、損害保険契約者保護機構の制度があります。当補償制度はこの制度の対象となります。損害保険契約者保護機構の制度の詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ (<http://www.sonpohogo.or.jp/>) をご参照いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。

6. 提出書類

※ 冊子から切り離さずにコピーしてご使用ください。

様式	ページ	書類名	提出先	提出期限
様式 1	1 4	加入申込書	さいたま市 P T A 協議会	3 月 8 日 (金)
様式 2	1 5	加入会員数等報告書	さいたま市 P T A 協議会	6 月 7 日 (金)
様式 3	1 6	事故証明書兼事故発生通知書	AIG 損害保険(株)代理店・扱者 敬愛保険	事故発生後 30 日以内
様式 4 *	1 7	P T A 行事事前登録用参加者名簿	AIG 損害保険(株)代理店・扱者 敬愛保険	様式 3 と同時

*は、補償対象者が事故報告されるとき取扱代理店・扱者に提出ください。

A4版
コピーして使用2019年度 P T A活動総合補償制度
加 入 申 込 書

2019年 月 日

さいたま市P T A協議会長 様

本校の2019年度予定会員数について下記の通り申し込みます。

なお、確定した会員数は6月7日(金)締切の「加入会員数等報告書」にてあらためて報告し、
保険料を振込みます。

() 学校P T A	
所在地	TEL : FAX :
会長名	会長印
校長名	
予定会員数 (世帯数)	世帯 注：会員数に教職員数は含めなくても 補償対象とします
予定児童・生徒数	名
予定保険料	会員数(世帯数) 円× 世帯= 円 (①)
	児童・生徒数 7円× 名= 円 (②)
	合計保険料①+②= 円
取扱担当者名	役職名: TEL:

* 該当プランに○印を付けてください。

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害 保 険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	約7.8万円~197万円	約9.6万円~242万円	約12.6万円~317万円
	入院保険金 日額(180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金(手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 (保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
賠償 責任 保 険	対人賠償 (自己負担額:1千円)	1名あたり支払限度額300万円/1事故あたり支払限度額3,000万円		
	対物賠償 (自己負担額:1千円)	1事故あたり支払限度額200万円		
	保管物賠償 (自己負担額:5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/年間あたり支払限度額500万円		
制度掛金 (保険料・児童生徒1名あたり)		7円		

提出先 〒330-8501

さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所 東館1階

さいたま市P T A協議会

(注)提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

A4版
コピーして使用2019年度 P T A活動総合補償制度
加入会員数等報告書

2019年 月 日

さいたま市PTA協議会長様

PTA活動総合補償制度に下記のとおり報告いたします。

() 学校PTA	
所在地	TEL : FAX :
会長名	会長印
校長名	
会員数 (世帯数)	世帯 注：会員数に教職員数は含めなくても 補償対象とします
児童・生徒数	名
保険料	会員数(世帯数) 円× 世帯= 円(①) 児童・生徒数 7円× 名= 円(②) 合計保険料①+②= 円
取扱担当者	役職名: TEL:

※5月1日現在の会員数、児童・生徒数をご記入ください。

※加入申込書(様式1)と同じプランに○を付けてください。

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害 保険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	約7.8万円～197万円	約9.6万円～242万円	約12.6万円～317万円
	入院保険金 日額(180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金(手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 (保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
賠償 責任 保険	対人賠償(自己負担額:1千円)	1名あたり支払限度額300万円/1事故あたり支払限度額3,000万円		
	対物賠償(自己負担額:1千円)	1事故あたり支払限度額200万円		
	保管物賠償(自己負担額:5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/年間あたり支払限度額500万円		
制度掛金 (保険料・児童生徒1名あたり)		7円		

提出先 〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所 東館1階

さいたま市PTA協議会

振込先 埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5600258 ※振込手数料は各校PTAでご負担ください。

さいたま市PTA協議会PTA活動総合補償制度 代表 青羽 章仁

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

PTA活動総合補償制度 事故証明書 兼 事故発生通知書

A4版
コピーして使用

年 月 日

さいたま市PTA協議会長 様

_____ 学校PTA _____ 会長名 _____ 会長印

取扱担当者 _____ (役職名 _____)

TEL : _____ FAX : _____

※連絡が取りやすい電話番号をご記入ください

「個人情報の取扱いについて」の内容に同意し、ご通知します。

事故の種類	傷害		賠償責任				
	フリガナ						
ケガをされた方	氏名	※ケガをされた方が未成年の場合のみ保護者名を()内に記入 ()			男女	年齢	歳
	該当にチェックしてください <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 児童・生徒 <input type="checkbox"/> 事前登録参加者 <input type="checkbox"/> 同居のご親族						
	住所	〒 _____		電話番号	※連絡が取りやすい番号をご記入ください 自宅または勤務先： 携帯：		
事故の内容	行事名		発生日時	年 月 日 時 分頃	場所		
事故の経緯 (傷害事故の場合、お怪我をされた原因についても詳しくお書きください)	それはどのようにして起こりましたか？(記入例：PTA会員の〇〇さんがPTA主催のバレーボール大会にて、試合中アタックする為ジャンプをし着地した際に左足首を捻って捻挫してしまい通院した。)						
病院名など	病院名 住所 TEL		その他	連絡事項			

※事故発生後30日以内に提出ください。また、必ず参加したPTA行事を証明する書類を添付ください。FAX後、原本もお送りください。

提出先 〒331-0068 さいたま市西区飯田新田 344-1 株式会社 敬愛保険

FAX : 048-624-9329 TEL : 048-622-4571(通話料無料 0120-10-4571)

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

A4版
コピーして使用

2019年度 P T A活動総合補償制度
P T A行事事前登録用参加者名簿

学校 P T A

行 事 名 (期間)	参加者名	性別	年齢

※PTA 会員、その児童・生徒、同居のご親族の方以外の方を補償対象者とされる際、事前にご提出ください。

「個人情報の取扱いについて」(P11)の内容に同意の上ご通知ください。

(注)提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

A4版
コピーして使用2019年度 P T A活動総合補償制度
加入申込書

2019年 3月 1日

さいたま市P T A協議会長 様

本校の2019年度予定会員数について下記の通り申し込みます。

なお、確定した会員数は6月7日(金)締切の「加入会員数等報告書」にてあらためて報告し、保険料を振込みます。

(桜木町小) 学校P T A	
所在地	さいたま市大宮区桜木町×-×-× TEL: 048-×××-×××× FAX: 048-×××-××××
会長名	梅木 太郎
校長名	桜木 和男
予定会員数 (世帯数)	450 世帯 注: 会員数に教職員数は含めなくても 補償対象とします
予定児童・生徒数	655 名
予定保険料	会員数(世帯数) 93円× 450世帯 = 41,850円 (①) 児童・生徒数 7円× 655名 = 4,585円 (②) 合計保険料①+② = 46,435円
取扱担当者名	前田 久美子 役職名: 会計担当 TEL: 048-×××-××××

* 該当プランに○印を付けてください。

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害 保 険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	約7.8万円~197万円	約9.6万円~242万円	約12.6万円~317万円
	入院保険金 日額(180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金(手術の際の入院の有無によつて上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 (保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
賠償 責任 保 険	対人賠償(自己負担額: 1千円)	1名あたり支払限度額300万円/1事故あたり支払限度額3,000万円		
	対物賠償(自己負担額: 1千円)	1事故あたり支払限度額200万円		
	保管物賠償(自己負担額: 5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/年間あたり支払限度額500万円		
制度掛金 (保険料・児童生徒1名あたり)		7円		

提出先 〒330-8501

さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所 東館1階

さいたま市P T A協議会

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

(様式 2)

記入例

提出期間 6月1日(土)～6月7日(金)

A4版
コピーして使用

2019年度 P T A活動総合補償制度
加入会員数等報告書

2019年 6月 1日

さいたま市PTA協議会長様

PTA活動総合補償制度に下記のとおり報告いたします。

(桜木町小) 学校PTA	
所在地	さいたま市大宮区桜木町×-×-× TEL: 048-×××-×××× FAX: 048-×××-××××
会長名	鎌田 正
校長名	桜木 和男
会員数 (世帯数)	455 世帯 注: 会員数に教職員数は含めなくても補償対象とします
児童・生徒数	657 名
保険料	会員数(世帯数) 93円× 455世帯 = 42,315円 (①) 児童・生徒数 7円× 657名 = 4,599円 (②) 合計保険料①+② = 46,914円
取扱担当者名	田中 美子 役職名: 会計担当 TEL: 048-×××-××××

※5月1日現在の会員数、児童・生徒数をご記入ください。

※加入申込書(様式1)と同じプランに○を付けてください。

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害保険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	約7.8万円～197万円	約9.6万円～242万円	約12.6万円～317万円
	入院保険金 日額(180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金(手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 (保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
賠償責任保険	対人賠償(自己負担額:1千円)	1名あたり支払限度額300万円/1事故あたり支払限度額3,000万円		
	対物賠償(自己負担額:1千円)	1事故あたり支払限度額200万円		
	保管物賠償(自己負担額:5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/年間あたり支払限度額500万円		
制度掛金 (保険料・児童生徒1名あたり)		7円		

提出先 〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所 東館1階
さいたま市PTA協議会

振込先 埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5600258 ※振込手数料は各校PTAでご負担ください。
さいたま市PTA協議会PTA活動総合補償制度 代表 青羽 章仁

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。